

岩手県告示第513号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成25年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大船渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 大船渡地区
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 大船渡市字茶屋前、野々田の各一部
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成25年7月2日から平成28年3月31日まで